

3章 施策

(1) 計画の体系

基本理念	基本方針	施策の方向	
子どもの権利の実現	1 子ども参加	1 - 1 子どもの権利の尊重	1 - 1 - 1 子どもの生活状況 1 - 1 - 2 子どもの権利 1 - 1 - 3 子どもの救済
		1 - 2 子ども自身の参画への支援	1 - 2 - 1 子どもを支える地域のシステム 1 - 2 - 2 集う・遊ぶ・学ぶ 1 - 2 - 3 子どもと情報
すべての子どもと親への支援	2 おとなになることを支える	2 - 1 心身の自立	
		2 - 2 経済的自立	
男女共同の子育て	3 子育て家庭の支え合い	2 - 3 親役割を理解する	
		2 - 4 他者を援助する力	
循環型の子育て	4 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援	2 - 5 地域への参加	
		3 - 1 子育て意識	
		3 - 2 子育ての支え合い	3 - 2 - 1 子育ての支え合い意識 3 - 2 - 2 子育てに関する支え合いの状況 (1) 学習の機会 (2) 交流 (3) 相談 (4) 情報
		4 - 1 子どもと家庭の支援	4 - 1 - 1 子育て期の支援 4 - 1 - 2 障害のある子どもを育てる家庭の支援 4 - 1 - 3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援 4 - 1 - 4 ひとり親家庭の支援
		4 - 2 保健・医療	4 - 2 - 1 母子保健体制の整備・充実 4 - 2 - 2 医療
		4 - 3 教育	
		4 - 4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり	

(2) 中期計画(平成19年度から平成21年度)における 重点的な取組みについて

= 子どもの権利・子ども参加 =

1 子どもの権利条例の重要性の認識と条例策定

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を地域で実現し、「子どもにやさしいまちづくり」を実現するための計画や施策・事業を推進していく基本理念となる「子どもの権利に関する条例」を市民・子ども参加で策定します。条例策定に当たっては、子どもへの権利侵害を防ぎ、権利侵害があった場合に実態の調査・勧告の権限を持って速やかに対応するため、子ども自身が相談できる子ども固有のオンブズパーソン^{注1)}制度の導入を積極的に検討します。

2 子育て事業、子ども事業に関する市民参加・子ども参加の充実

児童館などでは子どもの主体的な参加により、行事・事業が実施されていますが、市全体ではまだまだ十分といえません。市の実施する子育て事業、子ども事業の企画・運営に関する市民参加・子ども参加を充実する取り組みを進めます。

3 児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの

居場所の充実

児童館の再編成、機能充実

児童館を機能別に再編成し、中高生を含む子どもたちの需要に合わせて施設整備および事業展開を進めます。

学校施設と地域の人材資源を活用した放課後活動の充実

現行の校庭開放、地域生涯学習事業、出前児童館等の事業ごとの連携を図り、地域の青少年育成会、関連団体や地域の市民の参加を得て、小学校施設を活用した放課後の子どもの安全・安心の活動拠点、居場所事業として「遊びの学校」を、国の「放課後子どもプラン^{注2)}」の動向を視野にいれながら検討・実施します。

また、同様に中学校を活用した中学生対象の放課後活動の場について検討を進めます。

注1) オンブズパーソン：本来の意味は「代理人」であるが、本計画では特に子どもからの相談やSOSを受けて、子どもの権利を守るために活動する、子どもの代弁者・擁護者を指す。

注2) 放課後子どもプラン：「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)と、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)を一体化あるいは連携して、効率的・総合的に小学校の放課後対策事業を進めようとする、国が創設したプラン。

= おとなになることを支える子育て支援 =

4 若者支援の充実

居場所、活動場所の支援

市民活動の場である公共施設の運営に当たっては、申込方法や利用料金などについて青少年が利用しやすいしくみを検討し、青少年の居場所・活動場所の充実を図ります。

ニート^{注1)}、若年親への支援

若者が自立したおとなになっていく過程の取り組みとして、就労意識の向上や若年妊娠者・若年親への支援を充実します。支援対象は、児童福祉法に規定する児童（18歳未満）に限ることなく20歳代前半程度までを対象とした取り組みを進めます。

= 子育て力 =

5 子育て情報化の推進・充実

子育て情報提供の充実

行政や市民団体の各部署に散在するあらゆる子育て支援に関する情報を集約して提供する一元的なしくみを検討し、それぞれの取り組みの連携が促進され、市民に有効に活用される情報提供を進めます。また、インターネットを活用した子ども（青少年にも対応する）・子育て情報ポータルサイトの設置を検討します。また、FM西東京や地域のコミュニティ誌（紙）等の地域のメディアとの協働による情報提供についても検討を進めます。

ITネットワークを活用した子育て市民の相互交流活動の活性化支援

子育てに関する地域の力を育成・活性化するために、仕事に追われて忙しい父親や共働きの親のコミュニケーション手段として、インターネット等を活用した子育て家庭の交流や活動、議論のしくみを構築します。

6 食育に関する取り組みの推進

家庭における食育の取組みの推進

子どもや保護者に対して地場食材を活用した料理講座等さまざまな学習・啓発の機会を設定し、家庭における日常の食生活に食育を取り入れる取り組みを進めます。

注1) ニート：Not in Employment, Education or Training の略。イギリスで名づけられた言葉で、直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。日本ではこのほかに、就労意欲を喪失し、または奪われているという意味で用いられることが多い。ニートは、フリーターとは違い就職活動をしないうことから、ハローワークや公的機関経由の接触や実態把握も困難で、ここにニート対策の難しさがある。

= 市民参加による子ども家庭・子育て・子育て支援 =

7 「(仮称)こどもの総合支援センター^{注1)}」の整備

子ども施策の拠点(ハブ的機能)として、要保護児童・家庭に対する専門相談・ソーシャルワーク^{注2)}を通して、必要な支援のトータル的なコーディネートを実施します。相談員、支援コーディネーターには、専門スタッフを配置し相談支援の強化を図ります。

現行の「児童虐待防止協議会」を児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」に改組し、虐待をはじめ地域の要保護児童の早期発見や適切な支援・保護を行うために、関係行政機関や地域の医師会、民生・児童委員等との情報共有や連携(ネットワーク)を強化・充実するとともに、子ども家庭支援センターを東京都の推奨する先駆型センターに移行し、虐待防止に関する取り組みを充実します。

8 基幹型保育園(地域子育て支援センター^{注3)})を中心とする地域

ブロックを踏まえ教育委員会を含めた行政内部(福祉・保健・教育)連携の強化、地域資源の活用

地域の児童福祉施設(保育園、児童館)、学校、幼稚園などの教育機関、その他市民の協力を得て、地域の全ての子どもと子育て家庭に対する支援を切れ目なく行うしくみづくりを進めます。また、支援スタッフの資質の向上を目指します。

9 発達障害児に対する乳幼児期から学齢期までの成長過程に応じ

た切れ目ないトータル支援体制の構築

支援コーディネーター(専門相談員)の設置

(仮称)こどもの総合支援センターにスタッフを配置し、医療、福祉、教育の連携を図ったトータル相談(コーディネート支援)を実施します。

地域で育つことを基本にした取り組み

乳幼児期から学齢期まで、地域の保育園や幼稚園、児童館等において、地域の中で育つしくみを構築します。また、学校との十分な連携による横断的・縦断的な支援を進めます。

注1) (仮称)こどもの総合支援センター：子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する子ども家庭支援センターと、発達支援を行うこどもの発達支援センターの機能を併せ持つ施設で、西東京市の子ども施策の拠点となる。

注2) ソーシャルワーク：社会福祉の専門的援助技術のひとつ。カウンセリングのように悩みを聞くだけでなく、社会資源を用いて解決を図る技術。

注3) 地域子育て支援センター：地域の子育て支援の拠点として、地域の子どもや子育て家庭に対する支援活動を行う。基幹型保育園と連動したものとし、保育園スタッフが支援を実施する。

1 0 母子保健と保育、子育て支援の連携強化

妊娠・出産から子育て期まで、若年妊娠、子育て不安、小児疾患、障害、養育力不足、児童虐待などの支援を必要とする児童および家庭に対して早期に状況を把握し、必要な支援を切れ目なく行うため、母子保健と子ども家庭支援の連携強化を進めます。

また、支援を必要とする家庭に対する訪問型支援を進めます。

1 1 子どもの防犯安全の確保

小学校区の地域単位に見守り活動組織化を進め、通学路の安全点検や子どもにやさしいまちづくりの検討を進めます。